

J X 金属株式会社定款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当会社の商号は、J X 金属株式会社（英文で表わす場合 JX Advanced Metals Corporation）とする。

(目 的)

第 2 条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) 次の製品の製造、加工及び販売業

(ア) 半導体材料

(イ) 情報通信材料

(ウ) 非鉄金属材料

(エ) 前記アからウに掲げる各製品の副産物、応用品、加工品、関連製品

(2) 鉱業

(3) 産業廃棄物及び一般廃棄物処理業、再生資源販売業

(4) 熱供給業、電気供給業

(5) 一般土木建築工事業、舗装工事業、電気工事、管工事、さく井工事、機械器具設置工事等の設備工事業

(6) 一般及び特定貨物自動車運送業、内陸水運業、海上及び航空運送業、港湾運送業、貨物運送取扱業、倉庫業

(7) 労働者派遣業、環境計量証明業、不動産の売買、賃借、仲介及び管理業、情報処理・提供サービス業、ソフトウェア業

(8) 前各号の事業に付帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当会社の本店は、これを東京都港区に置く。

(機 関)

第 4 条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

(1) 取締役会

(2) 監査等委員会

(3) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、37億株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第8条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第9条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(自己の株式の取得)

第10条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規則)

第 12 条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会の決議によって定める株式取扱規則による。

第 3 章 株 主 総 会

(招 集)

第 13 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 箇月以内に、臨時株主総会は、必要に応じ、これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第 14 条 当会社の定時株主総会の基準日は毎年 3 月 31 日とする。

(招集権者及び議長)

第 15 条 株主総会は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれを招集し、議長となる。

2 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第 16 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第 17 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 18 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2 株主又は代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会

(取締役の員数及び選任)

第19条 当社の取締役（監査等委員である者を除く。）は、13名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。

3 取締役を選任する株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

4 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して行う。

5 取締役の選任の決議については、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役の報酬等)

第21条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。

(取締役との責任限定契約の締結)

第22条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、同法第423条第1項の責任について、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。

(取締役会の招集通知)

第23条 取締役会を招集するには、各取締役に対し、会日の3日前までに通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第24条 取締役会は、あらかじめ取締役会が定める取締役がこれを招集し、議長となる。

2 当該取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他

の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(代表取締役及び役付取締役)

第 25 条 当会社の代表取締役は、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から、取締役会の決議によってこれを選定する。

2 当会社は、取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である者を除く。）の中から、社長 1 名を選定し、また、会長 1 名を選定することができる。

(取締役会の決議の省略)

第 26 条 当会社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規則)

第 27 条 取締役会に関しては、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会の決議によって定める取締役会規則による。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 28 条 当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第 5 章 監 査 等 委 員 会

(監査等委員会の招集通知)

第 29 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。

ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

(常勤監査等委員)

第 30 条 監査等委員会は、その決議によって、監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会規則)

第 31 条 監査等委員会に関しては、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会の決議によって定める監査等委員会規則による。

第6章 会 計 監 査 人

(会計監査人の選任)

第32条 当社の会計監査人は、株主総会の決議によってこれを選任する。

(会計監査人の任期)

第33条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

(事業年度)

第34条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第35条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第36条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(除斥期間)

第37条 当社は、剰余金の配当に係る金銭の支払開始の日から3年を経過したときは、その支払の義務を免れる。